

判例紹介

船舶先取特権の成否を判断する準拠法は何か

①事件：福岡地方裁判所小倉支部第1民事部、平成27年12月4日決定
平成27年（ワ）第2107号、競売開始決定に対する執行異議事件、（基本事件平成27年（ケ）第142号）

②事件：神戸地方裁判所第3民事部、平成28年1月21日決定
平成27年（ワ）第295号 執行異議申立事件（以下「甲事件」という。）
平成27年（ワ）第314号 執行異議申立事件（以下「乙事件」という。）
（基本事件：平成27年（ケ）第274号 船舶担保競売申立事件）

【①事件概要】

門司港及び大連港で供給した船舶用燃料油の代金不払があるとして日本の燃料供給業者の申立てにより福岡地方裁判所が行ったパナマ船籍の船舶の競売開始決定に対して、香港の定期傭船者（申立人）が燃料油代金の船舶先取特権は成立しないとして同決定の取消しを求めた。

争点は、1. 船舶先取特権の成否を判断する準拠法は何か、2. 先取特権の存在を証する文書が存在するといえるか（本件競売開始決定の申立ての根拠となるべき船舶先取特権の成立が認められるか）である。

福岡地裁は、争点1. について、燃料油代金の船舶先取特権は、被担保債権の準拠法（燃料油の給付を行う当事者の常居所地法）によって有効に成立し、かつ目的物の所在地法（原因事実完成時の現実的所在地法）によっても有効に成立することを要すると解するのが相当であり（累積適用説）、門司での燃料供給についてはいずれも日本法が準拠法となるので船舶先取特権が成立し（商法842条6号）、大連については、日本法のほかに、中国法が準拠法となり、船舶先取特権は成立しない（中国海商法22条）。

争点2. について、本件燃料供給契約の債務者が定期傭船者である申立人とは認められないから、日本の燃料供給業者である被申立人が申立人に対する担保債権を有するとはいえない。したがって、その余について判断するまでもなく、本件において、被担保債権の存在を立証する文書の提出がなく、先取特権の存在を証する文書が提出されたとはいえないから、本件競売開始決定は違法である、と判示した。

【②事件概要】

神戸地裁甲事件は、船舶用燃料油の供給地が上海港及び大阪港であり、燃料油を供給した船舶も異なるが、上記福岡地裁の係争事件と当事者が同一であり、争点とその判決内容もほぼ同一内容なので、概要の記載は省略する。

神戸地裁乙事件は、債務者（定期傭船者）は船舶所有者ではないから、船舶の差押え解放のためにした供託は、船舶の差押解放金とはいえないなどとして、「本件競売手続を取消す旨の決定」の取消しを債権者（燃料供給業者）が求めた事案であり、債務者（定期傭船者）が民事執行法189条、117条1項の「債務者」に当たるかが争点であるが、神戸地裁は、民事執行法189条が準用する同法117条1項所定の「債務者」が、当該担保権の実行としての船舶競売開始決定により船舶を差し押さえた差押債権者の被担保債権の債務者（定期傭船者）を意味することは、文言上明らかであって、債務者（定期傭船者）が、同条の「債務者」に該当することは明らかであると判示した。

—以下、①事件（福岡地裁）の決定と②事件（神戸地裁）の決定を順に紹介する。—

<①事件（福岡地裁）の決定>

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部、平成27年12月4日決定
平成27年（ワ）第2107号、競売開始決定に対する執行異議事件
（基本事件平成27年（ケ）第142号）

決 定

香港ウイングロックストリート177-183
ウイングタックコミュニケーションセンター
1509号室
申立人 共同海運国際有限公司
同代表者 陳柳松
同代理人弁護士 松井孝之

同 秋葉理恵
同 黒田直行

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

被申立人 コスコ・ジャパン株式会社
同代表者代表取締役 章文欽
同代理人弁護士 下山田聰明

主 文

- 1 基本事件について、当裁判所が平成27年10月19日、別紙船舶目録記載の船舶についてした競売開始決定を取り消す。
- 2 被申立人の基本事件における船舶競売の申立てを却下する。
- 3 申立費用は被申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、日本国法人の被申立人が、香港明德有限公司（以下「香港明德」という。）を代理人として香港の会社である申立人との間で締結した船舶用燃料油の売買契約に基づき、門司港及び中国大連港において、パナマ共和国船籍の別紙船舶目録記載の船舶（以下「本件船舶」という。）に、船舶用燃料油を供給したが、その代金の支払を受けていないとして、当該売買代金債権及びこれに対する遅延損害金請求権を請求債権・被担保債権として、パナマ商法典1507条の優先弁済請求権又は日本国商法典842条6号に基づく船舶先取特権の実行として、本件船舶の競売開始決定を求め、当裁判所が平成27年10月19日、日本国商法典に基づき主文1掲記の船舶競売開始決定（以下「本件競売開始決定」という。）をしたのに対し、申立人が、本件競売開始決定は、民事執行法181条1項4号にいう先取特権の存在を証する文書の提出を欠く違法な手続によるものであるし、また、本件において船舶先取特権の成否を判断すべき準拠法である中国法の下では船舶先取特権は成立しないのに、本件競売開始決定をした違法があるなどとして、本件競売開始決定の取消しを求

めて異議を申し立てた事案である。

2 前提となる事実

一件記録によると、以下の事実が認められる（以下、単に甲、乙号証を表示する場合は、基本事件の証拠を指すものとする。）。

- (1) 申立人は、香港に本店を有する香港籍の法人で、パナマ共和国籍の法人である本件船舶の所有者との間で定期傭船契約を締結し、本件船舶を運送に供していた。

被申立人は、船舶用燃料油の売買等を業務とする株式会社である。

香港明德は、中国に事務所を有する法人であり、船舶に対する燃料油の供給に関する締約及び媒介業を主な業務とする会社である。

- (2) 被申立人と香港明德は、平成24年（2012年）12月21日、代理協議書（以下「本件代理協議書」という。）を作成し、船舶燃料業務につき、以下のとおり合意した（甲6）。

ア 被申立人は香港明德に、船舶燃料業務の中国市場での開拓を委託する。香港明德は、被申立人の取引業務に協力する。

イ 本協議規定による燃料業務の数量と価格及び提供条件などは取引ごとに注文書で確認する。

ウ 被申立人は、協議有効期間内に香港明德に対して、取引量による一定の仲介報酬（原則上取引金額の5%以下）を支払うことに同意する。

- (3) 被申立人は、香港明德の注文に基づき、①平成27年（2015年）6月10日、燃料油150.506メトリックトンを1メトリックトン当たり420米ドル、合計63300米ドル（ただし、同金額にはオイルフェンス展張料87.48米ドルが含まれている。）で売却し、同月12日に門司港で本件船舶に供給して引き渡し、②同月29日、燃料油50.160メトリックトンを1メトリックトン当たり585米ドル、合計29343.60米ドルで売却し、同年7月1日に門司港で本件船舶に供給して引き渡し、③同日、燃料油200メトリッ

クトンを1メトリックトン当たり422米ドル、合計84400米ドルで売却し、同月5日に大連港で本件船舶に供給して引き渡した(これらの各燃料油の供給契約を、以下それぞれ「本件燃料供給契約」という。なお、後述のとおり、本件燃料供給契約の帰属については争いがある。甲1の1・3・5、甲2の1・4、甲3の1・4・5)。

- (4) 本件各燃料供給契約において、代金支払期日は、燃料の引渡日から30日、支払期日以降月利2%の遅延損害金が付加される旨合意されていたが(甲1の1、甲2の1、甲3の1)、代金が支払われなかったため、被申立人は、同年8月13日、香港明德に対し、催告をした(甲13)。

3 当事者の主張の要旨及び争点

- (1) 船舶先取特権の成否を判断する準拠法は何か

(申立人)

ア 中国法を準拠法として船舶先取特権の成否を判断すべきである。

すなわち、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)13条2項によれば、動産に関する物権の得喪は、「その原因となる事実が完成した当時におけるその目的物の所在地法による」とされているところ、本件船舶に対して現実に燃料が供給されたのは、日本及び中国であるから、本件における船舶先取特権の成否を判断する準拠法となるのは、日本法及び中国法である。ただし、船舶先取特権は、一定の債権を担保するために法律により特別に認められる権利であり、被担保債権の効力ないし属性とみるべきものであるから、船舶先取特権の成否を判断するためには、被担保債権の準拠法も重疊的に適用すべきであるところ、本件において申立人及び香港明德は中国をベースにして活動する香港法人であり、本件燃料供給契約の準拠法は中国法とすべきである。

イ 船舶先取特権について定められた中国海商法22条においては、燃料代金債権は船

舶先取特権としては保護されておらず、被申立人が本件船舶に対して船舶先取特権を有していないことは明らかであるから、本件競売開始決定は、存在しない担保債権に基づく違法なものである。

(被申立人)

ア 本件船舶の船籍国であるパナマ法を準拠法とすべきである。

すなわち、先取特権は特定の債権者保護の制度であり、もっぱら物権の準拠法上どのような債権者を保護すべきかの問題として処理すれば足りることから、物権準拠法のみによってその成否を判断すべきであるところ、通則法13条1項は、物権の準拠法につき「目的物の所在地法」と規定している。この目的物の所在地法決定のための「所在地」の概念として、船舶の所属国は船籍国にあるから、旗国法によるべきである。

イ 仮に旗国法によらないとしても、通則法13条1項にいう「所在地」は、目的物の現実の所在地法である日本国法を準拠法とするのが相当である。

- (2) 先取特権の存在を証する文書が存在するといえるか(本件競売開始決定の申立ての根拠となるべき船舶先取特権の成立が認められるか)

(申立人)

ア 本件競売開始決定の申立てにあたって、申立人と被申立人との間の債権債務関係を証明する文書は提出されておらず、担保権を証する文書が存在するとはいえない。

すなわち、被申立人が燃料油を売却したのは香港明德であって、申立人は、香港明德から燃料油を購入したにすぎないから、被申立人が有する燃料油の売却代金債権の債務者は香港明德であり、申立人は被申立人に対して債務を負わない。

イ 仮に申立人及び被申立人との間で燃料油の供給契約が成立していたとしても、申立人の所有物ではない本件船舶に先取特権は及ばない。

すなわち、船舶先取特権が認められるためには、船舶所有者又はこれと同視される者に対する債権の存在を要するところ、申立人は、本件船舶の所有者との間で、いわゆるニューヨーク・プロデュース方式による定期傭船契約を締結しており、同方式において、燃料は全て定期傭船者が手配し、費用を支払うものとされ、定期傭船者は、本船上にリーエンを発生させてはならない旨定められていることから、定期傭船者である申立人は、商法704条の「船舶賃借人」には該当せず、また、同条も準用されない。したがって、申立人に対する燃料油の代金債権を被担保債権として、申立人所有ではない本件船舶に対して、先取特権は及ばない。

(被申立人)

ア 被申立人は、申立人に対して、本件燃料供給契約に基づき燃料油を供給したが、被申立人は、本件燃料供給契約に先立って、本件代理協議書により香港明德にその代理権を与えた。したがって、本件燃料供給契約の債務者は申立人である。なお、申立人及び被申立人は、会社であるから、香港明德が本件燃料供給契約の際に、申立人に対して、被申立人のためにすることを示していなくても被申立人に対して効力を生ずる(会社法5条、商法504条)。

イ いわゆるニューヨーク・プロデュース方式においては、船舶所有者と定期傭船者との間で先取特権を排除するための定めがあるが、日本法において、船舶先取特権は法定担保物権として法律により特に認められた権利であることから、船舶所有者と定期傭船者との間でかかる権利を行使できないと定めたとしても、公序に反し無効である。

第3 当裁判所の判断

1 船舶先取特権の成否を判断する準拠法は何か

(1) 船舶先取特権は、特定の債権を担保するために法律で特に認められた権利である法定担保物権であって、被担保債権の属性な

いしその法律効果のひとつとみるべきものともいえ、被担保債権と密接に関連するものであるし、被担保債権の準拠法がその成立を認めない場合にまで法定担保物権の成立を認める必要はないから被担保債権の準拠法によって有効に成立し、かつ、物権に関する通則法13条により、目的物の所在地法によっても、有効に成立することを要すると解するのが相当である(累積適用説)。

(2) 適用すべき物権準拠法をいかに決定すべきかについては、通則法13条の「所在地」をいかに解するかによる。

ア この点、通則法13条2項において、「権利の得喪は、その原因となる事実が完成した当時におけるその目的物の所在地法による」旨定められており、当該文言に照らせば、原因事実完成時の所在地法によるべきと解するのが素直である。

また、船舶先取特権が被担保債権の回収を確保するために法律に基づいて発生する担保物権であり、船舶が現実に運航している場所において、登記や登録と無関係に成立するものであること、現実に債権が発生する国において船舶先取特権が認められるか否かにより船舶先取特権の成否を判断することが取引関係者の合理的予測に合致すること、特に、船舶所有者が船舶先取特権の被担保債権の原因となる契約の当事者ではなく、船舶に対して燃料油のような必需品の供給がなされた場合には、その履行が行われた場所が最も密接な関連を有する地であることなどに照らせば、原因事実完成時の現実的所在地法を準拠法とするのが相当である。

イ これに対し、「所在地」を、観念的に船舶の登録地である旗国(船籍国)とすると、上記13条2項の文言と整合しない上、いわゆる便宜置籍船が一般的となっている今日において、船舶の所在地が船籍国にあると擬制するのは、あまりに実態とかけ離れており、当該船舶と旗国との関係が密接と

はいえないし、船舶先取特権は、船舶の登記や登録とは無関係に発生するもので、その本来的性質とも相容れない。

また、差押え時又は競売申立て時の船舶の現実の所在地の法を準拠法とすると、いわゆる法廷地法漁りの危険性がある上、船舶先取特権の原因事実が発生した後に、どこの国に寄港したかによって船舶先取特権の成否が左右されることになり、準拠法の概念になじまないし、被担保債権の成立とは無関係に、たまたま停泊していた国の法律が適用されるとするのは相当でない。

ウ 本件において、原因事実完成時の所在地は、本件燃料供給契約①及び②については門司、同③については大連であることから、①及び②については日本法、③については中国法が適用されることになる。

- (3) 次に、被担保債権の準拠法をいかに解するかについて検討すると、本件では当事者間（後述のとおり、本件燃料供給契約の当事者は、被申立人及び香港明德と認められる。）において、法律行為の時に準拠法についての合意があるとは認められないから、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法によるのが相当である（通則法8条1項）。そして、本件燃料供給契約は、燃料油の供給という特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるから、「その給付を行う当事者の常居所地法」が最も密接な関係がある地の法として推定され（同条2項）、これを覆すに足る証拠はない。

したがって、本件においては、燃料油の給付を行う被申立人の常居所地法である日本法によるべきである。

- (4) 以上より、累積適用によって、本件燃料供給契約①及び②について、日本法に基づき船舶先取特権の成否を判断すべきといえる。

日本法において、本件燃料供給契約に基づく請求権は、「航海継続の必要に因りて生じたる債権」（商法842条6号）に該当

するから、本件燃料供給契約①及び②については、先取特権が成立し得ることになる。

なお、本件燃料供給契約③について、仮に被担保債権の準拠法を中国法と判断したとしても、中国法においては、燃料供給による債権については、船舶先取特権の被担保債権として認められていないから（海商法22条、本件記録中の甲4）、いずれにせよ先取特権の成立を認めることはできない。

- 2 先取特権の存在を証する文書が存在するといえるか

船舶の競売は、商法842条各号に定める先取特権の存在を証する文書が提出されることによって開始するところ（民事執行法189条、181条1項4号）、先取特権の存在を証するためには、被担保債権の存在を立証する必要がある。

被申立人は、本件燃料供給契約に先立って、香港明德に対し、申立人との間の燃料供給契約の締結に関する代理権を授与した旨主張するので検討するが、まず、代理権授与行為等の準拠法は、当事者の意思により定まると解される所（過則法7条）、本件代理協議書において、被申立人と香港明德の間で日本の法律を適用することにつき同意があるから（甲6第6条）、日本法により判断すべきである。

本件において、被申立人が本件各燃料供給契約の締結に際し、香港明德に対し、被申立人を売主、香港明德を買主とする燃料油注文確認書をそれぞれ送付していること（甲1の1、甲2の1、甲3の1）、いずれの契約においても、香港明德が申立人のみならず被申立人との間でも、それぞれ価格の交渉をした上で、申立人に対して香港明德の名義で燃料油の代金を請求していること（甲1の4、甲2の3、甲3の3、甲8の1・2、甲9の1・2、甲10の1・2、本件記録中の甲5の1ないし6）に加え、前提事実（4）記載のとおり、被申立人が香港明德に対し、本件各燃料供給契約に基づく代金の催告をしていることなどに照らすと、本件燃料供給契約に先だって、被申

立人が香港明德に対し、代理権を授与したと認めるには合理的疑いが残る。

香港明德の代表者及び被申立人代理人による報告書等(甲7、14、本件記録中の乙29)は、本件取引後に申立人の関与なく作成された文書であって、その信頼性は低く、直ちに採用することはできない。その他に本件燃料供給契約に関して、被申立人が香港明德に対し、代理権を授与したと認めるに足る証拠はない。

なお、被申立人代理人は、文書自体からは明らかでない本件燃料供給契約における例外的な事情を主張するが、かかる主張は、定型的に迅速かつ大量の事件処理をはかるために、競売開始決定を求めるにあたって法定文書の提出を求めている民事執行の趣旨にもとるもので、採用できない。

以上より、本件燃料供給契約の債務者が申立人であるとは認められないから、被申立人が申立人に対する担保債権を有するとはいえない。

したがって、その余について判断するまでもなく、本件において、被担保債権の存在を立証する文書の提出がなく、先取特権の存在を証する文書が提出されたとはいえないから、本件競売開始決定は違法である。

- 3 よって、申立人の本件執行異議の主張は理由があるから、これを認容し、本件競売開始決定を取り消した上被申立人の基本事件における船舶競売申立てを却下することとし、申立費用の負担につき民事執行法20条、民事訴訟法61条を適用し、主文のとおり決定する。

平成27年12月4日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
裁判官 綿引朋子

(船舶目録省略)

<②事件(神戸地裁)の決定>

神戸地方裁判所第3民事部、平成28年1月21日

決定

平成27年(ワ)第295号 執行異議申立事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(ワ)第314号 執行異議申立事件(以下「乙事件」という。)

(基本事件:平成27年(ケ)第274号 船舶担保競売申立事件)、

決定

香港、ウイング ロク ストリート 177-183、
ウイング タク コモセンター 1509号

甲事件申立人兼乙事件被申立人(基本事件債務者。以下「債務者」という。)

共同海運国際有限公司

同代表者 陳柳松

同代理人弁護士 松井孝之

同 秋葉理恵

同 黒田直行

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号

甲事件被申立人兼乙事件申立人(基本事件債権者。以下「債権者」という。)

コスコ・ジャパン株式会社

同代表者代表取締役 章文欽

同代理人弁護士 下山田聰明

主文

- 1 基本事件について、当裁判所が平成27年10月22日にした船舶競売開始決定を取り消す。
- 2 債権者の基本事件に係る船舶競売の申立てを却下する。
- 3 債権者の乙事件に係る異議申立てを却下する。
- 4 手続費用は全て債権者の負担とする。

理由

第1 申立ての趣旨

1 甲事件

主文第1項と同旨。

2 乙事件

本件船舶に対する競売手続の手続中、配当等の手続を除きこれを取り消す旨の決定はこれを取り消す。

第2 事案の概要

1 甲事件は、債権者が、債務者との間の船舶

用燃料油供給契約に基づき別紙船舶目録記載の船舶（以下「本件船舶」という。）に燃料を供給したが、その代金の支払を受けていないと主張して、当該売買代金債権及び遅延利息債権を被担保債権及び請求債権とする、商法 842 条 6 号、リベリア海商法第 114 節に基づく船舶先取特権の実行として、本件船舶について船舶競売開始決定を求め（以下「本件競売手続」という。）、当裁判所が平成 27 年 10 月 22 日に本件船舶について競売開始決定（以下「本件競売開始決定」という。）をしたのに対し、債務者が、債権者は本件船舶につき船舶先取特権を有していないとして、本件競売開始決定の取消しを求める執行異議を申し立てた事案である。

乙事件は、同日、債務者が、上記甲事件執行異議申立てを受けて当裁判所が行った本件競売手続を停止する決定（民事執行法 11 条 2 項、10 条 6 項）の正本を提出し、同法 189 条、117 条に定める保証を提供して、配当等の手続を除く本件競売手続の取消しを求めたことから（同年（マ）第 296 号）、当裁判所が同日、本件競売手続中、配当等の手続を除きこれを取り消す決定（以下「本件取消決定」という。）をしたのに対し、債権者が、船舶先取特権に基づく競売申立てにおいては、法律上の債務者を所有者として考えるべきであり、債務者は船舶所有者ではないから債務者の供託は船舶の差押解放金とはいえないなどとして、本件取消決定の取消しを求めて執行異議を申し立てた事案である。

2 前提事実（一件記録により認められる。なお、以下、基本事件、甲事件及び乙事件を通じて、債権者が提出した証拠を甲号証、債務者が提出した証拠を乙号証でそれぞれ統一する。）

(1) 債務者は、香港に住所を置く法人であり、本件船舶の所有者であるドイツ国籍の法人との間でニューヨーク・プロデュース書式により定期傭船契約を締結し、本件船舶を運航している。（甲 2、乙 36。以下、特に明記しない限り枝番を全て含む。）

債権者は、本店を日本国内におく日本国法人であり、海上運送業、船舶用燃料油・船用品・船舶消耗品の売買等を目的とする株式会社である。

香港明德有限公司（以下「香港明德」という。）は、中国に事務所を有する法人である。

(2) 債権者は、次の①ないし③記載のとおり、船舶用燃料油を本件船舶に供給して引き渡し、売却した（以下、①ないし③の船舶用燃料油の供給契約を、それぞれ「本件燃料供給契約①」等といい、これらの契約を併せて、以下「本件各燃料供給契約」という。）。（甲 5 ないし 7）

①供給日 平成 27 年（2015 年）6 月 19 日
供給数量 195.100 メトリックトン
代金 7 万 4138 米ドル（1 メトリックトン当たり 380 米ドル）

供給港 上海港

②供給日 平成 27 年 7 月 7 日
供給数量 30.090 メトリックトン
代金 1 万 7091.12 米ドル（1 メトリックトン当たり 568 米ドル）

供給港 大阪港

③供給日 平成 27 年（2015 年）7 月 13 日
供給数量 194.100 メトリックトン
代金 6 万 3082.50 米ドル（1 メトリックトン当たり 325 米ドル）

供給港 上海港

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 船舶先取特権の成否を判断する準拠法等

ア 債権者の主張

船舶先取特権の準拠法は旗国法であるとの見解が通説並びに判例であり、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）13 条の適用について目的物の所在地法決定のための「所在地」の概念としての船舶の所属国は旗国であるとされている。したがって、基本事件についての船舶先取特権については、旗国法であるリベリア法が適用されるべきである。

仮に旗国法によらないのであれば、現実

に船舶が所在する地の法又は法廷地法によるべきである。

イ 債務者の主張

日本法の船舶先取特権は、船舶に対し、一定のサービスを提供するなどしたことにより一般債権者に優先して弁済されるべき債権とされるものについて認められるものであることからすると、船舶先取特権の成立の準拠法は、通則法 13 条 2 項の明文を重視し、現実はそのサービスを提供するなどした場所、すなわち、その船舶の現実の所在地の法律を準拠法とするのが原則として相当である。本件で本件船舶に現実には燃料が供給されたのは中国と日本であるから、中国法と日本法に従って船舶先取特権の準拠法が定められる。

また、船舶先取特権は、一定の債権を担保するため法律により特別に認められた権利であるから、被担保債権の準拠法も、船舶先取特権の成否を判断する準拠法として重畳的に適用すべきである。本件では、債務者と香港明德は、ともに中国をベースにして活動する法人であるから、本件各燃料供給契約の準拠法は中国法である。

したがって、日本法及び中国法を重畳的に適用するのが通則法からの結論となる。

そして、中国法では、中国海商法 22 条により船舶先取特権が列挙されているが、燃料代金債権は船舶先取特権としては保護されていないから、債権者は、本件船舶に対して船舶先取特権を有していない。

(2) 本件船舶先取特権の成否及び効力

ア 債権者の主張

(ア) 債権者は、2012 年頃から、香港明德との間で作成した代理協議書（以下「本件代理協議書」という。甲 12）により、香港明德を代理店に指定し、取引量に応じた一定の仲介報酬を支払うことに同意し、船舶用燃料油供給契約に関する一切の権限を授与し、債権者が請求書記載の金額を債務者に請求するよう指示するために、香港明德に対し売主としての本件各燃料供給契約

に基づく代金を記載した請求書（以下「本件各請求書」という。甲 5 の 6、甲 6 の 6、甲 7 の 5）を送り、香港明德に自己の名前で自分の代理店手数料を請求書上加算して請求書を作成する権限を認めていたので、香港明德は代理店手数料を加算した香港明德の請求書（乙 1 ないし 3）を債務者に出した。香港明德は、本件各燃料供給契約に関して、債権者と債務者の間の取引の締約及び媒介の代理を債権者のために行ったもので、商法 504 条により、香港明德の行為は、顕名主義の例外として本人である債権者に効力が生じる。

したがって、本件各燃料供給契約の当事者は、いずれも債権者と債務者である。

(イ) 商法 842 条の船舶先取特権は法定担保物権として日本の法律により特に認められた権利であり、それを船主と定期傭船者間の契約により行使できないと規定したとしても、その効力を第三者に主張することはできず、同契約の効力を第三者に強要することは公序に反し無効である（アメリカでは、連邦海事リーエン法の改正により、ニューヨーク・プロデュース書式におけるリーエン禁止条項は無効となっている。）。)

イ 債務者の主張

(ア) 債務者は、香港明德との間で債務者を買主、香港明德を売主として燃料供給契約を締結し、香港明德は債務者に対し、請求書（乙 1 ないし 3）を出し、債務者は香港明德に燃料代金を支払っていた。債権者は香港明德との間で、香港明德を買主、債権者を売主として本件各燃料供給契約を締結したもので、本件各燃料供給の契約当事者は、債権者と香港明德である。債務者と債権者との間に燃料供給契約は存せず、本件各燃料供給契約における債務者は香港明德であって債務者ではなく、先取特権はあくまで被担保債務の債務者の資産にのみ及ぶから、債務者や船主の資産には債権者の船舶先取特権は成立しない。

債権者から、債権者と債務者の直接の債

権債務関係を高度の蓋然性をもって認定し得る書類は全く出されておらず、担保権を証する書面の提出はない。

(イ) 仮に債権者と債務者とが本件各燃料供給契約の当事者であり、債権債務関係が存在したとしても、本件船舶はニューヨーク・プロデュース書式による定期傭船契約により債務者が定期傭船している船舶であり、同書式による契約には海事先取特権禁止条項が含まれており、同書式は一般的に広く使用される書式であるから、定期傭船者が船舶に対して先取特権を発生させることができないことは海運業界では周知の事実であり、債権者は、債務者が本件船舶に船舶先取特権を発生させる権限を有しないことを知っていたか知り得るべき立場にあったから、同書式によって定期傭船されている本件船舶には船舶先取特権が成立しない。

(3) 債務者が民事執行法 189 条、117 条 1 項の「債務者」に当たるか。

ア 債権者の主張

船舶先取特権に基づく競売の申立ては、船舶所有者に対する船舶の差押命令であり、いわゆる対物訴訟の考え方であり、法律上の債務者を所有者として考えるべきものである。保証の提供は、船舶所有者がその利益のために行い、その船舶の差押の解放を受けるものである。船舶所有者でない債務者は自己の利益のために保証金を供託することは無意味であり、その義務もなく、債務者による供託（保証の提供）は船舶の差押解放金とはいえない。

イ 債務者の主張
争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の2の事実に証拠（各項に掲記）によると、次の各事実が認められる。

(1) 債権者は、平成 24 年 12 月 21 日付で、香港明德との間で本件代理協議書を作成した。(甲 12)

ア 債権者が香港明德に、船舶燃料業務の中国市場での開拓を委託する。香港明德は、債権者の取引業務に協力する。

イ 本協議規定による燃料業務の数量と価格及び提供条件などは、取引ごとに注文書で確認する。

ウ 債権者は、協議有効期間内に香港明德に対して、取引量による一定の仲介報酬（原則上取引金額の 5 パーセント以下）を支払うことに同意する。

(2) 本件船舶への船舶用燃料油の供給等

ア 債権者と香港明德間のやりとり等

債権者は、香港明德から各港において船舶用燃料油の引合いがあるとして船舶用燃料油の供給価格の提示等を求めるメールを受け、メールのやりとりにより供給価格を交渉後、香港明德宛に、売手を債権者、買手を香港明德、供給船舶を本件船舶とする各燃料油注文確認書（以下「本件各注文確認書」という。）を発行し、次の（ア）ないし（ウ）のとおり本件各燃料供給契約を締結し、船舶用燃料油を本件船舶に供給して引き渡し、各代金を債権者名義の銀行口座に電子送金で支払うよう求める内容の香港明德宛の本件各請求書を発行して、代金を請求した。(甲 5 ないし 7)

(ア) 本件燃料供給契約①

供給日 平成 27 年 (2015 年) 6 月 19 日
供給数量 195.100 メトリックトン
代金 7 万 4138 米ドル (1 メトリックトン当たり 380 米ドル)
供給港 上海港

(イ) 本件燃料供給契約②

供給日 平成 27 年 7 月 7 日
供給数量 30.090 メトリックトン
代金 1 万 7091.12 米ドル (1 メトリックトン当たり 568 米ドル)
供給港 大阪港

(ウ) 本件燃料供給契約③

供給日 平成 27 年 (2015 年) 7 月 13 日
供給数量 194.100 メトリックトン
代金 6 万 3082.50 米ドル (1 メトリックト

ン当たり 325 米ドル)

供給港 上海港

イ 香港明德は、債務者に対し、本件各燃料供給契約に基づき本件船舶に供給された船舶用燃料油の代金について、次のとおり、香港明德名義の銀行口座に電子送金による支払いを求める債務者宛の請求書を発行して代金を請求した。

本件燃料供給契約①につき代金 7 万 5893.90 米ドル (1 メトリックトン当たり 389 米ドル) (乙 1)

本件燃料供給契約②につき代金 1 万 7392.02 米ドル (1 メトリックトン当たり 578 米ドル) (乙 3)

本件燃料供給契約③につき代金 6 万 3858.90 米ドル (1 メトリックトン当たり 329 米ドル) (乙 2)

(3) 債権者から香港明德に対する支払の催告

本件各注文確認書及び本件各請求書においては、いずれも、代金支払期日は燃料の引渡日から 30 日後とし、支払遅延の場合、月利 2 パーセントの遅延損害金が付加されたとされていた。(甲 5 の 3、甲 6 の 2、甲 7 の 2)

債権者は、平成 27 年 8 月 13 日、香港明德から支払がないとして、香港明德に対し催告をした。(甲 11)

(4) 債権者は、平成 27 年 10 月 21 日、本件船舶競売の申立てをした。

2 争点 (1) (船舶先取特権の成否を判断する準拠法等) について

(1) 船舶先取特権は法定担保物権であるから、その成立については、通則法 13 条 2 項により、その権利の発生原因となる事実が完成した当時における目的物の所在地法が準拠法となると解される。また、法定担保物権は一定の債権 (被担保債権) を担保するために法律により特に認められる権利であり、いわば被担保債権の属性ないしその法律効果の一つにほかならないから、被担保債権の準拠法によっても当該法定担保物権が有効に成立することが必要であると解す

るのが相当である。

(2) そこで、本件船舶先取特権の準拠法について検討する。

ア 目的物の所在地法

船舶先取特権の発生原因事実が完成した当時の目的物の所在地法とは、当該被担保債権発生時の目的物である船舶の現実の所在地法と解するのが相当である。本件で債権者が主張する被担保債権は本件各燃料供給契約に基づく船舶用燃料油の代金債権であり、本件燃料供給契約①及び同③についてはいずれも上海港、同②については大阪港において本件船舶に船舶用燃料油の供給が行われているから、被担保債権である船舶用燃料油の代金債権発生時の本件船舶の所在地法は、本件燃料供給契約①及び同③に係る船舶先取特権については中国法、同②に係る船舶先取特権については日本法となる。

イ 被担保債権の準拠法

本件における被担保債権は本件各燃料供給契約に係る船舶用燃料油の代金債権であるところ、本件各燃料供給契約の買主を債務者又は香港明德のいずれであると解するとしても、本件各燃料供給契約の当事者間において、契約締結の際に準拠法についての合意をしたような事実は一件記録上うかがえないから、被担保債権の準拠法については、通則法 8 条 1 項により「当該法律行為の当時において当該法律行為に密接な関係がある地の法による」と解するのが相当である。そして、本件各燃料供給契約は、船舶用燃料油の供給という特徴的な給付を当事者の一方である債権者のみが行うものであるから、「その給付を行う当事者の常居所地法」が最も密接な関係がある地の法として推定される (同条 2 項)。そうすると、債権者は、本店を日本におく法人であるから、本件における被担保債権の準拠法は、債権者の常居所地法である日本法となる。

(3) 以上により、本件燃料供給契約①及び同③に係る船舶先取特権の成立及び効力を判

断する準拠法は日本法及び中国法となり（累積適用）、本件燃料供給契約②に係る船舶先取特権の成立及び効力を判断する準拠法は日本法となると解される。

3 争点（2）（本件船舶先取特権の成否及び効力）について

（1）民事執行法の要件の検討

民事執行法に基づく船舶を目的とする担保権の実行としての競売は、一般の先取特権又は商法 842 条に定める先取特権の存在を証する文書が提出されたときに限り開始するとされているから（民事執行法 189 条、181 条 1 項 4 号）、本件において、債権者から船舶先取特権の存在を証する文書の提出があったかについて、以下検討する。

（2）債権者は、香港明德を代理人として債務者との間で本件各燃料供給契約を締結して本件船舶に燃料を供給し、本件各燃料供給契約に基づく船舶用燃料油代金債権を被担保債権として商法 842 条 6 号に基づき本件船舶に対し船舶先取特権を有している旨主張し、同先取特権の存在を証する文書として、債権者と香港明德間のメール等を提出する。

ア 債権者が提出する債権者と香港明德との間のメール（甲 5 の 1、甲 6 の 1、甲 7 の 1）の内容は、香港明德が債権者に船舶用燃料油の供給及び価格の提示を依頼し、債権者との間で価格の交渉等をし、価格を合意して燃料供給を依頼するものであり、同メールによる交渉結果に基づき、香港明德は、本件燃料供給契約①につき香港明德を買主、債権者を売主とする燃料油用命書を債権者に交付し（甲 5 の 2）、債権者は、本件各燃料供給契約につき同社を売主、香港明德を買主、代金支払期日を燃料の引渡日から 30 日後とし、支払遅延の場合、月利 2 パーセントの遅延損害金を付加することとする香港明德宛の本件各注文確認書（甲 5 の 3、甲 6 の 2、甲 7 の 2）を香港明德に交付し、かつ、香港明德に対し本件各注文確認書記載の約定に基づく代金を債権者名

義の銀行口座に電子送金で支払うよう求める内容の香港明德宛の本件各請求書（甲 5 の 6、甲 6 の 6、甲 7 の 5）を交付して代金を請求している。これらメールや文書の内容はいずれも、債権者が香港明德との間で本件各燃料供給契約を締結したことを推認させるものであって、香港明德が債務者に対し本件各注文確認書及び本件各請求書記載の船舶用燃料油の単価とは異なる単価に基づく請求書を送付し、本件各燃料供給契約と異なる代金を請求していること（前記 1（2）イ）からも、本件各燃料供給契約の当事者は債権者と香港明德であると認めるのが相当である。

イ 本件代理協議書、報告書等について

債権者は、本件代理協議書により香港明德に対し代理権を授与した旨主張する。しかし、前記 1（1）のとおり、本件代理協議書には、債権者が香港明德に「船舶燃料業務の中国市場での開拓を委託する」、「取引量による一定の仲介報酬（原則上取引金額の 5% 以下）を支払うことに同意する」といった記載が見受けられるものの、これらは債権者が香港明德に船舶燃料業務の中国市場での開拓を委託し、その報酬を支払う旨の合意を示すにとどまり、債権者が主張するような、債権者が香港明德を船舶用燃料油供給契約の代理店とし、あるいは同業務について代理権を授与したことを明示又は示唆するような記載ではなく、本件代理協議書をもって、債権者が香港明德に代理権を授与したことを証する文書とすることはできない。

また、債権者が提出する香港明德代表者である陽昆作成の報告書（2015 年 9 月 24 日付報告書（甲 13）、同年 11 月 25 日付報告書（甲 53、55））には、香港明德が債権者の代理人として債務者と取引をした経過等が記載されているが、これらの報告書は、いずれも債権者が同年 8 月 13 日に香港明德に対し本件各請求書に基づく船舶用燃料油の代金の支払いがないとして支払いの催

告をする（前記1(3)）など、債権者と香港明德との間で代金支払に関し紛争が生じた後に作成された文書であり、殊に、同年11月25日付報告書は、本件競売開始決定及び本件取消決定がされた後に作成された文書であって、いずれも本件各燃料供給契約の締結時に作成された文書ではなく、これらの文書の記載内容が信用性に乏しいことを併せ考慮すれば、これらの文書を債権者主張の代理権を証する文書とみることはできない。

ウ 債務者の声明文（甲54）について

債権者は、上記声明文は香港明德が債権者の代理人であることを債務者が認める文書である旨主張する。同声明文は、債権者が2014年4月にそれまで継続してきた債務者との間の給油取引を解除し、代わりに中国の代理業者である香港明德に商業賄賂を指示し、当社従業員に贈賄することを条件に簡単な直接給油関係を第三者のペーパーカンパニー経由（中国代理香港明德経由）に変え、その結果、債務者が損失を被ったこと等、債権者と香港明德が通謀して不当な利益を得ているなどとして債権者を非難する内容が記載されている。確かに同声明文には、「代理業者である香港明德」との記載があるものの、上記のとおり、債務者と債権者の直接取引から香港明德を経由した取引に変えて債務者に損失を負わせたとして非難する内容であって、香港明德が本件各燃料供給契約における債権者の代理人として本件各燃料供給契約を締結したこと（契約当事者が債務者と債権者であること）を認める内容であるとはいえない。

エ 以上のとおり、前記各文書を総合的に考慮しても、これら文書が、債権者が香港明德を代理人として債務者との間で本件各燃料供給契約を締結し、債権者が債務者に対して同契約に基づく船舶用燃料油代金債権を有することを証する文書であるとは認められず、本件において、船舶先取特権の存在を高度の蓋然性をもって証明する文書の

提出があったとは認めるに足りない。

(3) したがって、その余について判断するまでもなく本件競売開始決定は違法であり、債務者の甲事件執行異議申立ては理由がある。

4 争点(3)（債務者が民事執行法189条、117条1項の「債務者」に当たるか。）について

民事執行法189条が準用する同法117条1項所定の「債務者」が、当該担保権の実行としての船舶競売開始決定により船舶を差し押さえた差押債権者の被担保債権の債務者を意味することは、文言上明らかであって、債務者が、同条の「債務者」に該当することは明らかである。債権者の主張は、独自の見解にすぎず採用の限りでない。

したがって、債権者の乙事件に係る執行異議申立ては理由がない。

第4 結論

以上の次第で、甲事件に係る債務者の本件執行異議申立ては理由があるので、本件競売開始決定を取り消した上で、債権者の基本事件における船舶競売の申立てを却下し、他方、乙事件に係る債権者の執行異議申立ては理由がないので却下すべきである。

よって、主文のとおり決定する。

平成28年1月21日
 神戸地方裁判所第3民事部
 裁判長裁判官 西井和徒
 裁判官 松本明子
 裁判官 鷺坂計知

（船舶目録省略）